

横浜市における防災都市計画の実態－防空緑地と建物疎開の実態と現状－*

Urban Disaster Prevention and Management in Yokohama City

伊藤 育**・大沢 昌玄***・岸井 隆幸****

By Ryo ITO, Masaharu OOSAWA, Takayuki KISHII

戦時期、空襲被害を最小限に抑えるために、緑地や空地を市街地の周辺に設置する防空都市計画が各都市で実施された。横浜市でも防空緑地や建物疎開により空地を強制的につくり出すなどして防空体制を強化したが、激しい空襲の前にあまり効果が得られなかつた。

そこで本研究では、横浜市における当時の防空緑地・防空空地の概要や位置関係を把握することを目的とする。そして、建物疎開跡地が現在どのように利用されているかを明らかにする。

本研究の結果、今まで不明確であった横浜市における建物疎開の実態を明らかにした。

1. 研究背景と目的

横浜は、1859（安政6）年の開港により国際貿易都市として歩みを始め、関東大震災や横浜大空襲などいくつかのエポックメーキングを経て、現在では都市デザインに優れた日本でも有数な都市の一つとなった。

その中でも戦時期には、空襲被害を最小限に抑えるために、緑地や空地を市街地の周辺に設置する防空都市計画が各都市で実施された。横浜市でも防空緑地や建物疎開により空地を強制的につくり出すなどして防空体制を強化したが、激しい空襲の前にあまり効果が得られなかつた。

そこで本研究では、当時の防空緑地・防空空地の概要や位置関係を把握することを目的とする。さらに建物疎開跡地が現在どのように利用されているかを明らかにする。

既存研究としては、建物疎開に関する石丸らの一連の研究⁽¹⁾がある。また建物疎開の実態を扱ったものとして、大都市である名古屋⁽²⁾、京都⁽³⁾、広島⁽⁴⁾などを扱った研究や地方都市である長崎市⁽⁴⁾や旧徳山市⁽⁵⁾を対象としたものは確認できたが、横浜市について具体に言及しているものは確認することができなかつた。

2. 研究方法・対象地域

研究方法は、主に横浜市内の市立図書館・県立公文書館での文献調査により、防空計画の概要や防空緑地・防空空地の指定状況を調査する。防空空地の位置関係は、神奈川県公文書館に保管されている「昭和十九・二十年都市疎開委員会関係編」と「昭和十九・二十年 除去建築

物譲渡関係」の帳票を全て読み取り、建物疎開が行われた場所を特定し、現住所に変換した上で、建物疎開地のおおよその位置を都市計画図上に抽出した。

防空緑地は、防空が目的と明確にされていた保土ヶ谷緑地と三ツ池緑地を対象とする。また防空空地は、神奈川県都市疎開実行本部と内務省により指定された空地を対象とする。

3. 防空緑地

防空緑地とは、1941（昭和16）年11月25日に改正された防空法により指定された緑地のこと、都市に対する空襲被害が出た場合の避難場所や延焼を防ぐ目的でつくられた（図-1）。

横浜市では、同年12月に図-2のように保土ヶ谷区星川町周辺に保土ヶ谷緑地（89ha）と図-3のように鶴見区上末吉町周辺に三ツ池緑地（100ha）の二つの防空緑地の造成が決定された。設置理由は、当時国内の大都市で防空施設の整備を図ることは最も重要なことであり、横浜市では平時において都市の膨張を防ぐとともに、緊急時においては積極的に防空陣地として利用することとされた。また、市の環境や交通との関係を考えて都心の西方に保土ヶ谷緑地を、鶴見工業地帯の北方に三ツ池緑地を設置するという意図があった。

しかし、戦中はその完成を見ないまま陸軍の高射砲陣地が置かれ、あたりは厳重に警戒、立入り禁止とされ、上空に向けて射撃を行うこともあった。

保土ヶ谷緑地は、戦後都市計画決定区域89.26haのうち

*Keywords : 建物疎開、戦災、防空空地

**非会員 元日本大学理工学部土木工学科

***正会員 博士(工学) 日本大学専任講師(理工学部土木工学科) (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8)

****フェロー会員 博士(工学) 日本大学教授(理工学部土木工学科)

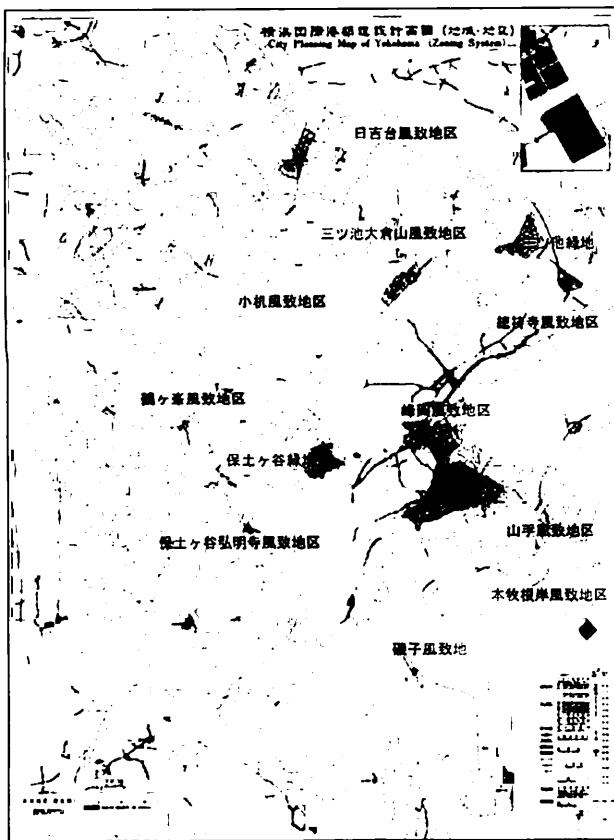


図-1 防空緑地と風致地区的分布図

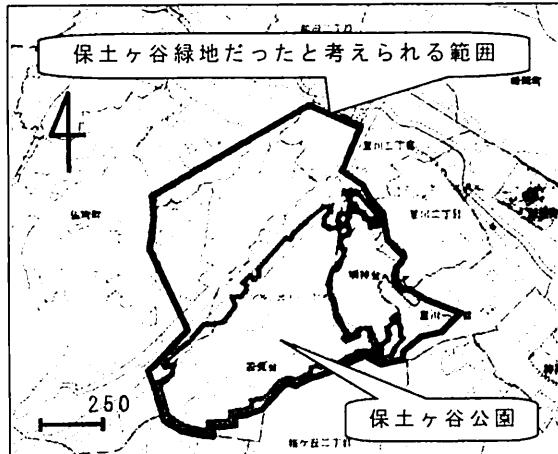


図-2 保土ヶ谷緑地と保土ヶ谷公園の位置

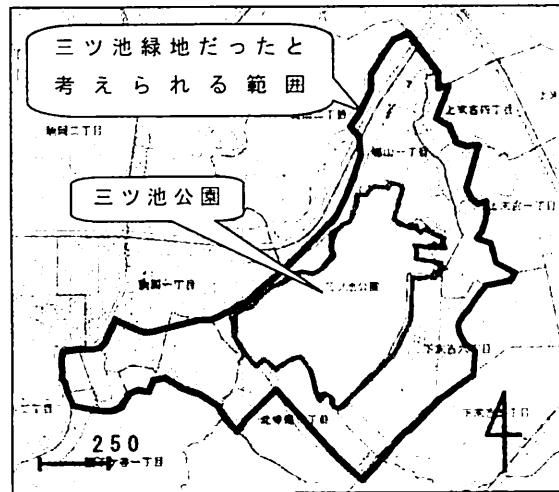


図-3 三ツ池緑地の三ツ池公園の位置

の87.6haで用地買収が行われたが、自作農創設特別措置法によってそのうちの48haは農地解放された後に住宅地となり、33.1haは戦後の平和利用として公園建設に充てられた。1948（昭和23）年から総合公園建設事業により整備された。

三ツ池緑地は、防空緑地事業の一環として計画決定区域 100.17ha のうち66.11ha が用地買収されたが、その後自作農創設特別措置法によって三ツ池と呼ばれる溜め池 3.5ha を含む21.54ha を残し、残り全ては農地解放された。残された緑地はこの一帯が古くから行楽地として知られていたこともあり、1950（昭和25）年から緑地整備事業に着手した。1957年4月に約17ha が県立公園として指定され、その後も引き続き行われた公園整備と用地買収によって現在の三ツ池公園（29.7ha）となった。

4. 防空空地

1941年11月25日の防空法改正により、一定区域を空地に指定することができるようになった。翌年10月の閣議決定で市街地内には防空空地を、外周部には環状空地帯を指定し（図-4、表-1,2）、1943年度よりその用地買収に国庫補助することとなった。

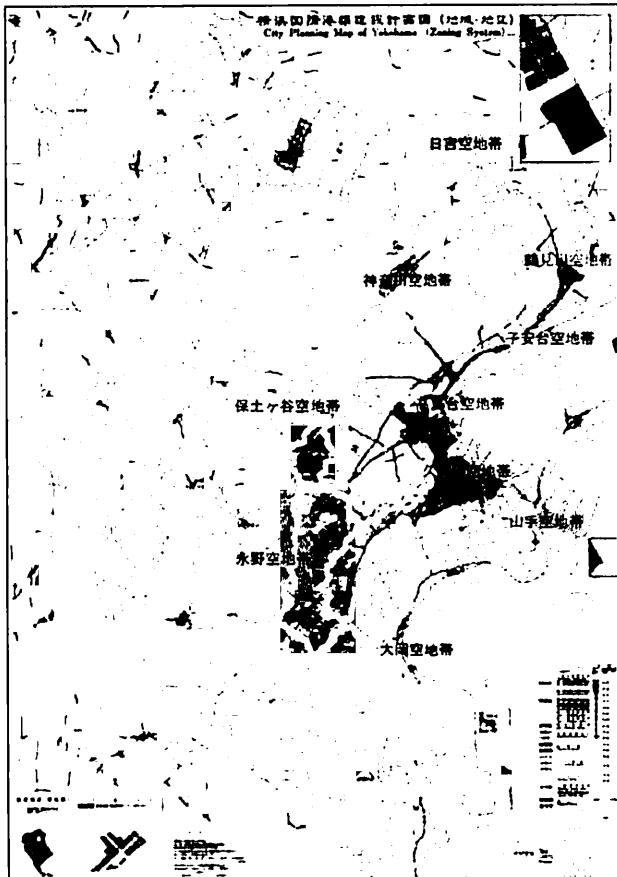


図-4 防空空地帯の分布図

表-1 防空空地の詳細（昭和19年4月19日）

中区で8ヶ所	：計約4.4ha
磯子区で5ヶ所	：計約12.2ha
南区地内で6ヶ所	：計約1.9ha
西区地内で8ヶ所	：計約4.2ha
神奈川区で6ヶ所	：計約1.7ha
鶴見区で9ヶ所	：計約7ha

表-2 防空空地帯の詳細（昭和19年4月19日）

＜放射空地帯＞	＜環状空地帯＞
鶴見川空地帯(鶴見区)：約123ha	日吉空地帯(鶴見区・港北区)：約190ha
子安台空地帯(神奈川区・鶴見区)：約120ha	鶴見空地帯(鶴見区)：約514ha
高島台空地帯(西区・保土ヶ谷区・神奈川区)：約101ha	神奈川空地帯(神奈川区・港北区)：約376ha
久保山空地帯(西区・南区・保土ヶ谷区)：約116ha	保土ヶ谷空地帯(保土ヶ谷区・神奈川区)：約438ha
山手空地帯(中区・南区・磯子区)：約245ha	永野空地帯(南区・保土ヶ谷区)：約815ha
	大岡空地帯(磯子区・南区)：約220ha

防空空地を確保する手法として、建物を除却して空地を確保する「建物疎開」が用いられた。横浜市では1944（昭和19）年2月8日に鶴見区内の2ヶ所で第一次建物疎開の指定が行われ、これは神奈川県で最初の建物疎開となった。建物疎開とは、空襲被害による重要施設等への延焼を防ぐことを目的とした空地を設置する際に、既存の建築物を撤去することである。横浜市では表-3のように計11回、376ヶ所、総面積171.9ha、除却戸数21,457戸に及ぶ建物疎開が行われた。

また同年4月19日には防空総本部の決定により、横浜市で防空空地帯が52ヶ所、市の中心から周辺の空地に向かう放射空地帯5線、市の周辺を取り囲む環状空地帯6線が指定を受けた。しかし指定地の目的は空地を確保することであったため、地域内の建築物の除去は必要なく、防空施設・既存建物以外の建築が一切許されなかった。

表-3 建物疎開指定の詳細

指定年月日	指定回数	指定箇所	面積(ha)	除却戸数
昭和19年2月8日	第一次	2	9.3	507
昭和19年4月20日	第二次	3	2.2	300
昭和19年7月25日	第三次	詳細不明	詳細不明	817
昭和19年10月28日	疎開小空地	62	14.5	1,579
詳細不明	第四次	詳細不明	詳細不明	詳細不明
昭和20年1月10日	第五次	2	1.7	95
昭和20年2月26日	第六次	24	9.0	1,350
昭和20年3月14日	第七次	98	83	11,670
昭和20年3月29日	第八次	73	23.2	2,204
昭和20年4月28日	第九次	97	30.1	2,230
昭和20年6月14日	第十次	15	詳細不明	851
合計	11回	376	171.9	21,457

全11回の指定について、「昭和十九・二十年 都市疎開委員会関係編」と「昭和十九・二十年 除去建築物譲渡関係」の帳票より読み取り、図-5、表-4のようにまとめた。以後、第一次指定、疎開小空地指定、最も規模が大きかった第七次指定、全体について、以下に述べる。

4-1 建物疎開の実態

(1)第一次建物疎開

第一次建物疎開は、現在の鶴見区で行われ、鶴見区内の2ヶ所で指定を受けた（図-5、表-4）。鶴見区湖田町では、1944（昭和19）年4月21日に、建物疎開が行われた。この第一次指定では、指定地区の具体的町名・人員につ

いて発表はされていない。当該建物については勧奨による疎開を行い、これに応じなかつた場合は除去命令を出して疎開を促すか、除去命令をされたものは2ヶ月以内に疎開しなければならなかつた。除去命令に基づく転出者には200～300円の奨励金が交付されたという⁽⁶⁾。

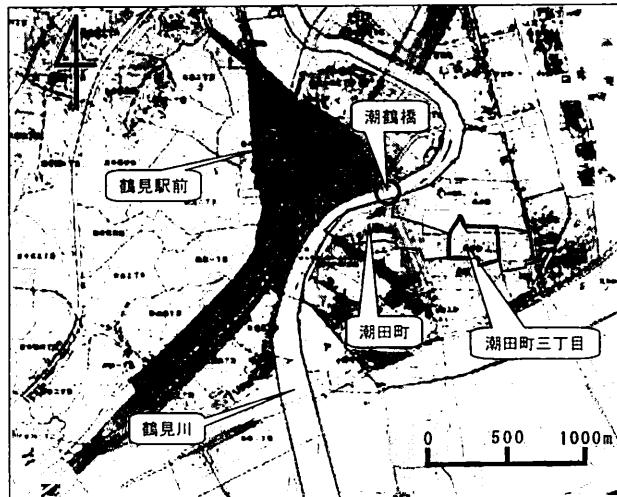


図-5 第一次建物疎開指定<現：鶴見区>

表-4 第一次建物疎開指定調書<現：鶴見区>

当時の記録						
種別	位置	摘要	面積(m ²)	幅員(m)	延長(m)	除却戸数
疎開空地帯	鶴見駅前	駅前広場 11,694 m ²	36,524	50	670	
"	湖田町		55,900	50	1,085	
合計	2ヶ所		92,424		1,755	507

なお、昭和十九・二十年 疎開関係書類（除去建物譲渡関係）には、「國有鐵道東海道本線鶴見駅前広場を起点とし幅員50mを以て鶴見川右岸潮鶴橋々詰に達する空地帯にして鶴見駅前家屋密集地区を防空区割に構成すると共に空襲時に於ける交通線の確保・待避・避難・消防活動等の用に當てんとす」「鶴見川左岸潮鶴橋々詰を起点とし幅員50mを以て横浜都市計画街路幹線1号に達する空地帯にして湖田町三丁目を中心とする附近一帯家屋密集地区を防空区割に構成すると共に空襲時に於ける交通線の確保・待避・避難・消防活動等の用に當てんとす」と記載され、空襲時における待避・避難・消防活動の用に供する目的で確保されていた。

(2)疎開小空地指定

1944（昭和19）年10月28日、密集市街地における空襲時の消防・退避・交通混乱防止・重要施設防護等を目的に、地区にある建物を取り壊して消防道路やその他の小空地を設置する「小空地の間引き疎開指定」が行われた。

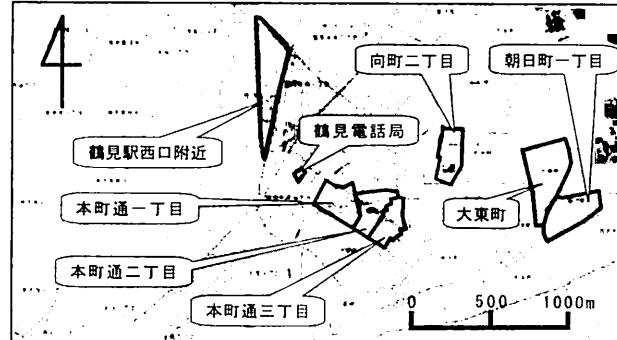


図-6 疎開小空地指定（鶴見駅、湖田町周辺）

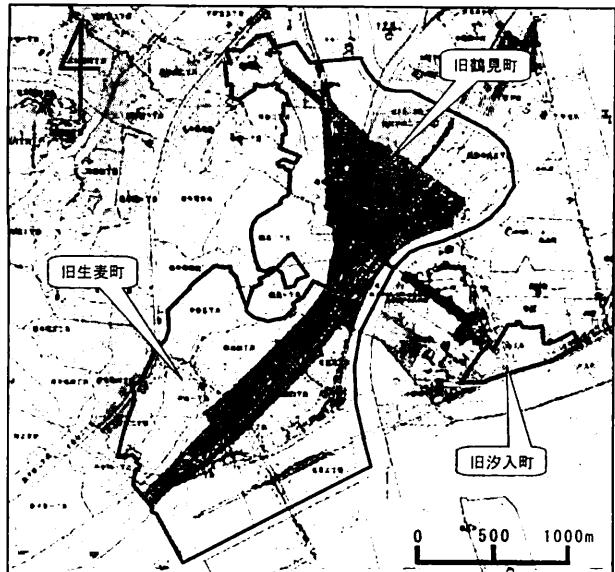


図-7 疎開小空地指定（鶴見駅、潮田町、生麦駅周辺）

表-5 疎開小空地指定<鶴見区>

当時の記録						
種別	位置	摘要	面積(m ²)	幅員(m)	延長(m)	除却戸数
施設	朝日町一丁目		992			8
"	大東町		1,421			13
"	向町二丁目		1,157			13
消防	向町二丁目、本町通、汐入町		4,298		340	60
施設	潮田町		992			12
"	本町通三丁目		367			6
施設交通	本町通二丁目		1,488			20
施設	本町通一丁目		992			14
交通施設	鶴見町		1,983			19
施設	"		992			13
"	鶴見駅西口付近		2,645			13
防護交通	"	鶴見駅駅場附近	3,636			24
施設	生麦町		1,388			11
"	"		992			15
"	"		1,488			5
合計	15ヶ所		24,831		340	246

今回は、鶴見区（表-5、図-6,7）と磯子区（表-6、図-8）で実施された疏開小空地指定を示す。住所を特定できなかったため、疏開が行われていた区域を黒闇みで示す。

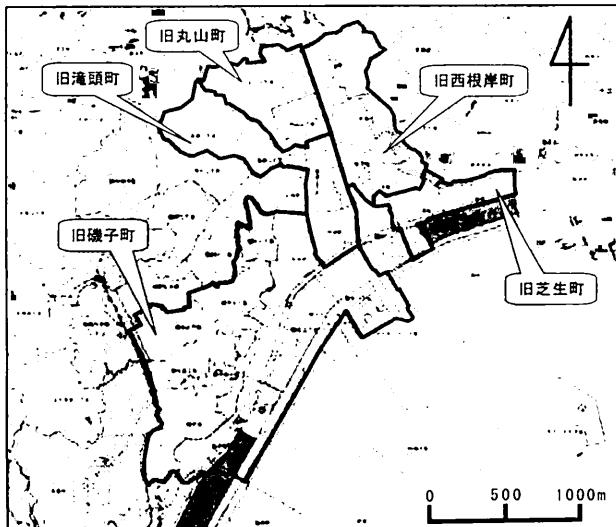


図-8 根岸駅、磯子駅周辺<磯子区>

表-6 疎開小空地指定<磯子区>

当時の記録						
種別	位置	摘要	面積(m ²)	幅員(m)	延長(m)	除却戸数
消防小空地	芝生町、西根岸町		11,570		930	118
防護小空地	滝頭町	市電車庫附近	5,619			48
消防小空地	磯子町、丸山町		13,884		830	105
合計	3ヶ所		31,073		1,760	271

(3) 第七次指定

1945（昭和20）年3月14日、第七次建物疎開の指定が行われた。第七次建物疎開は、指定箇所98、面積83ha、除却戸数11,670と、10回の指定および疎開小空地指定の中で最も大規模なものであった。そのうち今回は、現在の磯子区（図-9、表-7）と中区（図-10,11、表-8）の状況を示す。

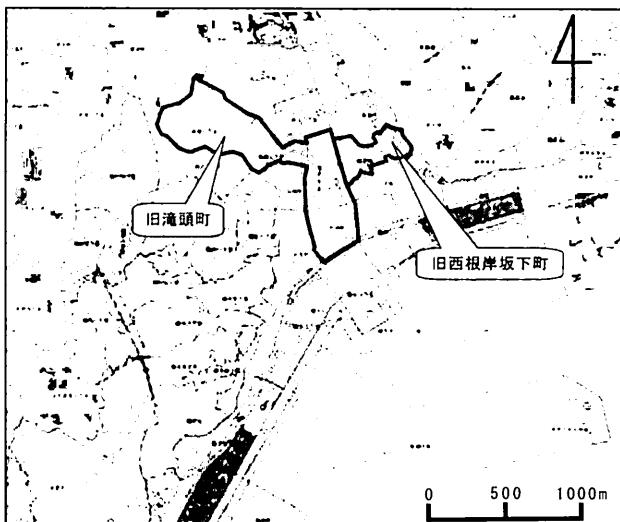


図-9 根岸駅周辺<磯子区>

表-7 第七次建物疎開指定<磯子区>

当時の記録						
種別	位置	摘要	面積(m ²)	幅員(m)	延長(m)	除却戸数
疎開空地帯	西根岸坂下町	消防道路	10,800	36	300	110
疎開小空地	西根岸坂下町	"	9,000	15	600	150
"	滝頭町	"	7,100	15	470	70
合計	3ヶ所		26,900		1,370	330

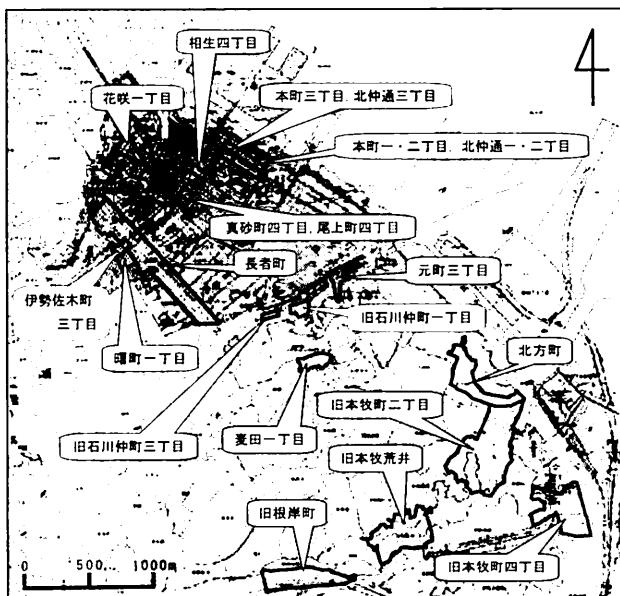


図-10 関内駅、本牧周辺<中区、南区>

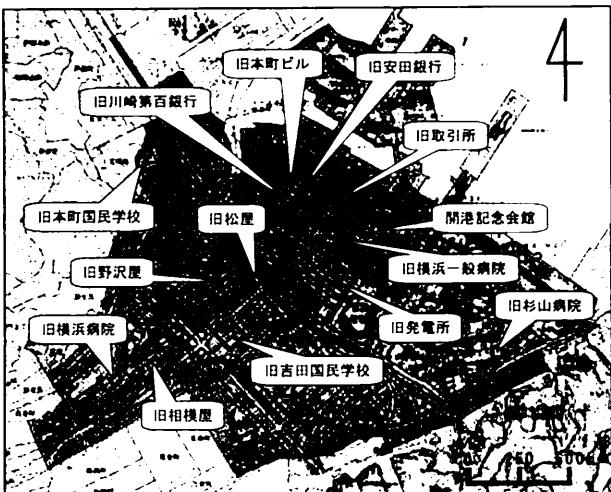


図-11 桜木町駅、関内駅周辺<中区>

表-8 第七次建物疎開指定<中区>

当時の記録						
種別	位置	摘要	面積(㎡)	幅員(m)	延長(m)	除却戸数
疎開空地帯	長者町		160,000	100	1,600	1,700
"	花之木町(現南区)～藤田町(現南区)		36,000	50	720	400
"	井土ヶ谷中町(現南区)、若宮町(現南区)		50,000	50	1,000	600
"	本牧町二丁目、北方町		24,000	60	400	300
"	本牧町四丁目		15,000	50	300	250
疎開小空地	睦町(現南区)	消防道路	7,000	20	350	80
"	井土ヶ谷下町(現南区)	"	6,800	15	450	80
"	"	"	5,400	15	360	70
"	井土ヶ谷上町(現南区)	"	20,000	22	900	100
"	花咲町二丁目	本町国民学校附近及び横穴防空壕	8,600			50
"	花咲町一丁目	食料常備非常米倉庫附近	3,000			20
"	南仲通五丁目、本町五丁目	本町ビル附近	1,400			7
"	南仲通四丁目	安田銀行、川崎第百銀行附近	700			5
"	本町三丁目、北仲通三丁目	銀行集会所附近	800			5
"	中町三丁目、南仲通三丁目	横浜取引所附近	800			4
"	本町一・二丁目、北仲通一・二丁目	大同生命ビル附近	2,500			25
"	本町一丁目、南仲通一丁目	開港記念会館附近	2,800			15

④現在の区別の建物疎開指定状況

第一次（1944（昭和19）年2月8日）から第十次（1945（昭和20）年6月14日）まで、計21,078戸が除却されていた。区別の除却戸数を見ると（表-9、詳細が不明である第三次と第四次は除く）、横浜市の中心部である中区が6,265戸（全体の30%）と一番多く、次いで鶴見区の6,064戸（全体の29%）であり、この2区で全体の6割を占めている。中区では、小規模単位で建物疎開が実施されていた。鶴見区では、鶴見駅前で多くの建物が除却されていた。

表-9 区別建物疎開の除却数

疎開回数	鶴見	現在の区						
		保土ヶ谷	神奈川	西	中	南	磯子	戸塚
第一次	507							
第二次		130	170					
疎開小空地	246	38	191	183	511	247	271	
第五次		95						
第六次	206	40	170	46	819	575	69	
第七次	3,909	342	1,136	1,835	3,636	131	330	
第八次	566	120	462	149	361	448	98	
第九次	69	38	515	253	926	278	101	50
第十次	561	25	98		12		65	50
合計	6,064	828	2,742	2,466	6,265	1,679	934	50

4-2 建物疎開指定地のその後

建物疎開指定地が現在どのように活用されているのか確認することとする。なお、建物疎開の指定地は当時の記録からおおよその位置が特定できたものの、建物疎開による空地を町丁単位で把握することができなかったため、具体的な土地利用転換について把握することはできなかった。しかし、建物疎開による空地は現在道路として利用されているものが多いということがわかった。横浜大空襲の際には延焼防止や住民の避難・消火活動に役割を果たし、現在、磯子区の掘割川周辺に「疎開道路」と呼ばれる五つの道路が存在する（図-12）。

- ・根岸疎開道路（馬場町～原町）…延長900m
- ・坂下疎開道路（滝頭二丁目～坂下町）…延長500m
- ・滝頭疎開道路（丸山二丁目～中浜町）…延長800m
- ・疎開道路（久木町～中浜町）…延長350m
- ・磯子橋通疎開道路（下町～西町）…延長770m

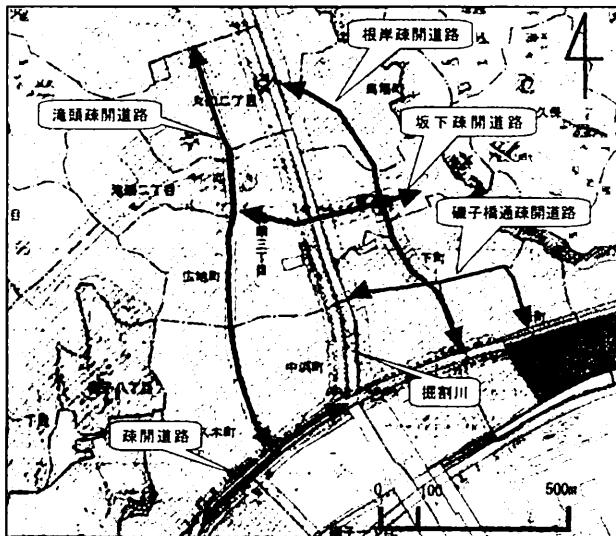


図-12 現在の磯子区掘割川周辺（道路に転換）

また、建物疎開跡地が公園に転換された例もあり、鶴見区汐入町周辺の1951（昭和26）年の地形図を見ると（図-13）、建物疎開跡地が明確に分かる。その現在の都市計画図を見ると（図-14）、汐入公園になっている。同様に、1945（昭和20）年の中区長者町・真金町周辺の地図でも建物疎開跡地が確認することができる（図-15）が、その一部は現在、大通り公園になっている（図-16）。



図-13 昭和26年の鶴見区汐入町周辺

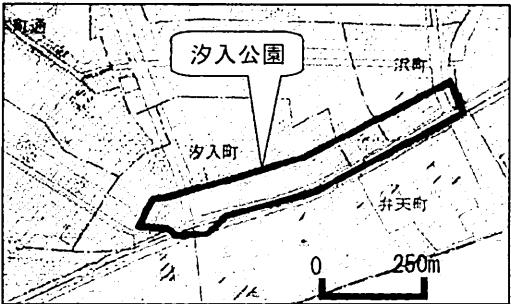


図-14 現在の鶴見区汐入町周辺（公園に転換）

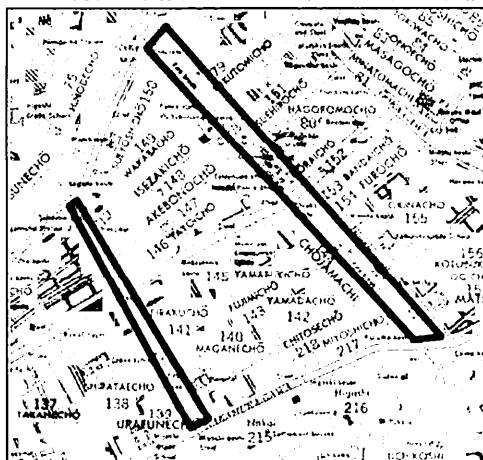


図-15 昭和20年の中区長者町・真金町周辺

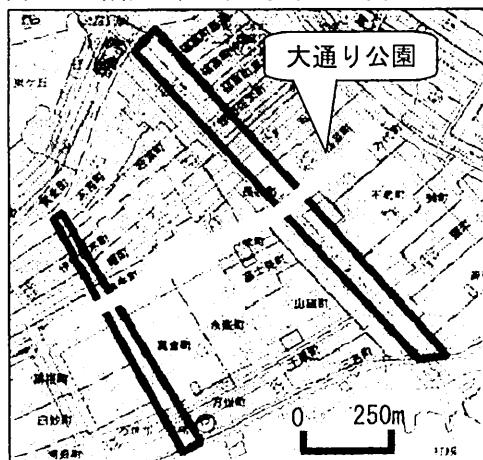


図-16 現在の中区長者町・真金町周辺(一部公園に転換)

戦前と戦後の地図を見比べてみると、道路の幅員が広がっているものや新たに公園がつくられていたことから、建物疎開による空地は主に、戦後の防火・防災に強いまちづくりのために行われた「道路や街路の幅員拡幅」に利用されたのではないかと考えられる。

また、戦災復興土地区画整理事業の減歩率緩和のための土地先買い先として活用されたとも考えられ、実際に、戦災地復興計画基本方針（1945（昭和20年）12月30日閣議決定）の「6 疎開跡地に対する措置」で、土地区画整理事業の施行を容易にするため建物疎開跡地を活用する旨が定められた。戦災復興誌の中には、東京、西宮、呉などで建物疎開跡地を土地先買い先とした記録が残されていたが、横浜については具体に確認することができなかつた。

5.まとめと今後の課題

190haに及ぶ二つの緑地と11回にわたり空地の指定が行われた建物疎開は大規模な取組みであったと考えられる。ところが表-1のように建物疎開による空地は376と数は多いが、一つ一つの空地の面積は約1haもしくはそれ以下であったことから「横浜市全体を空襲から守るためにの取組」であったと捉えると効果が得られなかつたことは納得ができる。しかし、空襲から守らなければならぬ重要な施設の周りに1haの空地が設置されて、住民が空襲から逃げる際の避難路が充分に確保されていないなど「町村レベルのことを考えて行われた取組み」であつたと捉えると、その効果は大きかつたのではないかと考えられる。

今後は、「防空緑地・防空空地」と「戦災復興事業・米軍接収地」との関係性を知ることで、戦後のまちづくりに与えた影響を明らかにできる可能性があるため、そのことを調査する予定である。

【補注】

- (1) 石丸紀興、「建物疎開と戦災復興計画(1)：広島市戦災復興計画に関する研究 その1」、日本建築学会中国支部研究報告集、第8卷第1号、pp.197～200、1980.
- (2) 佐藤健太郎・佐藤圭二、「名古屋市における防空都市計画に関する研究—建物および道路疎開事業についてー」、日本建築学会東海支部研究報告集、第28巻、pp.405～408、1990.
- (3) 川口朋子、「戦時下建物疎開の執行目的と経過の変容--京都の疎開事業に関する考察」、日本建築学会計画系論文集、Vol76No.666、pp.1509～1515、2011.
- (4) 石丸紀興・井筒俊樹・中野司、「長崎市における建物疎開とその跡地に関する研究」、日本建築学会中国支部研究報告集、第10卷第2号、pp.215～218、1983.
- (5) 内田隆人、椎吉啓太、工藤洋三、「地方都市における建物疎開の一実例」、日本建築学会中国支部研究報告集、第32巻、2009.
- (6) 横浜都市発展記念館：『目で見る「都市横浜」のあゆみ』、2003.

【参考文献】

- 1) 横浜都市発展記念館：『目で見る「都市横浜」のあゆみ』、2003.
- 2) 横浜市企画調整局：『港町！横浜の都市形成史』、1981.
- 3) 横浜の空襲を記録する会：『横浜の空襲と戦災3－公式記録編一』、1975.
- 4) 保土ヶ谷区史編集部会：『保土ヶ谷区史』、1997.
- 5) 神奈川区誌編さん委員会：『神奈川区誌』、1977.
- 6) 中区制50周年記念事業実行委員会：『横浜・中区史』、1985.
- 7) 横浜市緑政局公園部計画課：『ヨコハマの公園 みる・よむ・いく』、1994.
- 8) 臨時疎開課：『昭和十九・二十年 都市疎開委員会関係編』、1940.
- 9) 臨時疎開課：『昭和十九・二十年 除去建築物譲渡関係』、1943.
- 10) 神奈川県都市部都市政策課：『神奈川県都市政策史料』、1985.
- 11) 大沢昌玄・会田裕一・岸井隆幸：『先買い型土地区画整理事業の変遷に関する研究』、土木学会、土木史研究論文集Vol.24,pp.33～40、2005.